

◎新潟県告示第1574号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年11月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
クラレテクノ株式会社	大阪市北区角田町8番1号	居宅支援事業所ちゅーりっぷ苑	胎内市協和町1831番地1	居宅介護支援	H26.10.1
クラレテクノ株式会社	大阪市北区角田町8番1号	デイホームちゅーりっぷ苑・さくら	胎内市協和町837-1	小規模多機能型居宅介護	H26.10.1
医療法人佐藤医院	村上市板屋越692	介護老人保健施設杏園	村上市猿沢2222	介護予防通所リハビリテーション	H26.9.3
医療法人佐藤医院	村上市板屋越692	介護老人保健施設杏園	村上市猿沢2222	介護予防短期入所療養介護	H26.12.1